

給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」とする。

5 4 (略)

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタツフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算

いは百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

5 4 (略)

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタツフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 した額を第二項の期末手当基礎額とする。
(略)

2 第十九条の七 (略)

一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲

げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の

区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の四

6 (略)

2 第十九条の七 (略)

一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職

員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の

勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額
3 5 (略)

(削る)

3 5 (略)

(期末特別手当)

第十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

一 六箇月 百分の百
二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

<p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十 四 三箇月未満 百分の三十</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。</p>	<p>4 第二項の各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。</p>	<p>5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。</p>	<p>6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>	<p>7 第十九条の五及び第十九条の六の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の八第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の八第一項</p>
---	--	---	--	--	--

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の八 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2・3 (略)

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第十九条の九 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(休職者の給与)

第二十三条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の九 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2・3 (略)

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第十九条の十 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(休職者の給与)

第二十三条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

5 4 (略)

職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 6 (略)

第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給に用いては、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

1 5 7 附 則 (略)

8 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の規定の適用については、第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十一」とあるのは「百分の百一十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十一」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百

5 4 (略)

職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 6 (略)

第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

1 5 7 附 則 (略)

8 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の規定の適用については、第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十一」とあるのは「百分の百一十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十一」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百

分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「第十九条の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十五」と、「同項第二号イ中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、「同号ロ中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第二条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置） 2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第七 条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百 六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。</p>	<p>附則 （国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正） 2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。 第七条第一項に次の一号を加える。 七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六條から第八條までの規定 （研究交流促進法の一部改正） 3 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項第一号中「定める者」の下に「並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六條第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員（次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。）」を加える。 第三条中「前条第二項第二号に規定する者を除く。次条」を「前条第二項第一号に規定する者（任期付研究員俸給表適用職員を除く。）」に限る。次条第二項に改める。 第四条第一項中「研究公務員」の下に「（第二条第二項第二号に規定する者を除く。）」を加える。</p>

○ 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第三条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用）</p> <p>第九条 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p> <p>附則 （平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置） 第二条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。</p>	<p>（特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用）</p> <p>第九条 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p> <p>附則 （弁護士法の一部改正） 第二条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。 第三十条第一項ただし書中「公職につき」を「公職に就き、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第五条第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二</p>

百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する任期付職員となり」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)(第十条の規定を除く。)

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第四条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条から第九条までの規定

（農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第六条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十三年法律第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第七号」を「第八号」に改める。

（研究交流促進法の一部改正）

第八条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「同法別表第七」を「同法別表第七」に、「同法別表第六」を「同項の規定に基づき同法別表第六」に、「及び一般職の職員の給与に

「関係する法律」を「、同項の規定に基づき一般職の職員
の給与に関する法律」に、「職員のうち」を「職員及び
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の
規定に基づき同項に規定する俸給表の適用を受ける職
員のうち」に改め、「第二項」の下に「の規定に基づ
きこれらの規定」を加える。

第三条中「規定する者（」の下に「一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項
に規定する任期付職員及び」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の
特例に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時
間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の
一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八
条の次に次の一条を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す
る法律の適用除外）

第九条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定
は、研究業務に従事する職員には適用しない。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）

第十条 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法
律第八十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す
る法律の適用除外）

第七条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定

は、国家公務員である教員等には適用しない。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十一条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

(国家公務員倫理法の一部改正)

第十二条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）以下この条において「任期付職員法」という。）第七

七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

第二条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十三条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五百三十二条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条の改正規定中「同条第二項」を「

同条第三項」に改める。

第五百四十四条のうち農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第三条第三項の改正規定中「第三條第三項」を「第三條第四項」に改める。

（独立行政法人大学入試センター法の一部改正）

第十四条 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち大学の教員等の任期に関する法律第六条の次に一条を加える改正規定中「第六条」を「第七条を第八条とし、第六条」に改める。

（独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第十条を同法第十一条とし、同法第九条を同法第十条とし、同法第八条の次に一条を加える改正規定中「第十条を」を「第十一条を第十二条とし、第十条を」に改める。

第十六条のうち研究交流促進法第三条の改正規定中「及び第三号」の下に「、「任期付職員及び」を「任期付職員並びに」に加える。

附則第五条のうち裁判所職員臨時措置法の改正規定中「第八号中」を「本則中」「内閣総理大臣」の下に「、「総務大臣」」を加え、本則第九号中」に改める。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
5 1 4 附則 (略) 平成二十一年六月に支給する内閣総理大臣等（秘書 官を除く。）の期末手当に関する第七条の二の規定の 適用については、同条ただし書中「百分の百六十、」 とあるのは、「百分の百四十五、」とする。	1 1 4 附則 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十八条の二 職員（予備自衛官等及び学生を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、指定職俸給表の「とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号及び第二号中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合わせた額とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十八条の二 職員（予備自衛官等及び学生を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項中「職務の級等」とあるのは、「職務の級、階級等」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合わせた額とする。</p>

(削る)

(特定任期付職員業績手当)

第十八条の三 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(任期付研究員業績手当)

第十八条の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。)、及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

(期末特別手当)

第十八条の三 第六条の規定の適用を受ける職員には、一般職の国家公務員の例により、期末特別手当を支給する。

2 前条第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第二項の規定による期末特別手当の減額及び前項においてその例によることとされる同条第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

(特定任期付職員業績手当)

第十八条の四 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(任期付研究員業績手当)

第十八条の五 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。)、第十八条の二及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第二十三条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するた
め休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達
するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域
異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当（以下こ
の条及び次条において「俸給等」という。）の百分の
八十を支給することができる。

3 (略)

4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは
、その休職の期間中、これに俸給等（期末手当を除く
。）の百分の六十以内を支給することができる。

5 (略)

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各
項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてそ
の例によることとされる一般職の国家公務員の期末手
当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛
隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の
規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日
に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項
、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給する
ことができる。ただし、防衛省令で定める職員につい
ては、この限りでない。

7

前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一
項においてその例によることとされる一般職給与法第
十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合又
は同項においてその例によることとされる一般職給与
法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合
における者に支給すべき期末手当の支給に關して
は、一般職給与法第十九条の五又は第十九条の六の規
定の例による。

第二十三条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するた
め休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達
するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域
異動手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特
別手当（以下この条及び次条において「俸給等」とい
う。）の百分の八十を支給することができる。

3 (略)

4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは
、その休職の期間中、これに俸給等（期末手当及び期
末特別手当を除く。）の百分の六十以内を支給するこ
とができる。

5 (略)

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各
項に規定する期間内で第十八条の二第一項又は第十八
条の三第一項においてその例によることとされる一般
職の国家公務員の期末手当又は期末特別手当に係る基
準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十
八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により
失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する
職員に期末手当又は期末特別手当を支給すべき日に、
第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当又は
期末特別手当を支給することができる。ただし、防衛
省令で定める職員については、この限りでない。

7

前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一
項においてその例によることとされる一般職給与法第
十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合若
しくは同項においてその例によることとされる一般職
給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する
場合又は第十八条の三第一項においてその例によるこ
ととされる一般職給与法第十九条の八第七項において
準用する一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

(停職中特に勤務することを命ぜられた者の給与)
第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等(期末手当を除く。次項において同じ。)を支給する。

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことに
より第十四条(地域手当、広域異動手当及び住居手当に
係る部分を除く。)、第十六条、第十七条及び第十八条の
二第一項に規定する手当を支給されるべき場合には、
前項の俸給等に併せてこれらの手当を支給する。

1 3 附 則
(略)
4 若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給

該当する者である場合若しくは第十八条の三第一項に
おいてその例によることとされる一般職給与法第十九
条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条
の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるそ
の者に支給すべき期末手当又は期末特別手当の支給に
関しては、一般職給与法第十九条の五若しくは第十九
条の六の規定又は一般職給与法第十九条の八第七項に
おいて準用する一般職給与法第十九条の五若しくは第
十九条の六の規定の例による。
8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例
によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項
に規定する一時差止処分及び前項においてその例によ
ることとされる一般職給与法第十九条の八第七項にお
いて準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定
する一時差止処分について準用する。

(停職中特に勤務することを命ぜられた者の給与)
第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の
期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤
務した期間これにその者の受けるべき俸給等(期末手
当及び期末特別手当を除く。次項において同じ。)を
支給する。

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことに
より第十四条(地域手当、広域異動手当及び住居手当
に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条、第十八
条の二第一項及び第十八条の三第一項に規定する手当
を支給されるべき場合には、前項の俸給等に併せてこ
れらの手当を支給する。

1 3 附 則
(略)
4 若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給

<p>6 この附則に定めるもののほか、この法律施行のため の必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>5 平成二十一年六月に支給する学生の期末手当に関する第二十五条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。</p> <p>付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。</p>
<p>5 この附則に定めるもののほか、この法律施行のため の必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>5 付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p> <p>② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。</p> <p>③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p> <p>② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。</p> <p>③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（附則第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p>	<p>第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一～四（略） 五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七（略） 2・3（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一～四（略） 五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、<u>期末特別手当</u>その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、<u>期末特別手当</u>その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七（略） 2・3（略）</p>

改正案		現行						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 248 464 371"> <p>第二項 第六号</p> </td> <td data-bbox="213 371 464 689"> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の職員について、同条第二項</p> </td> <td data-bbox="213 689 464 1106"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>第二項 第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の職員について、同条第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第二百四十二条（略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 一 五（略） 六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四号）の規定の適用を受ける職員について、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二項 第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の職員について、同条第二項</p>	<p>（略）</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 1160 464 1283"> <p>第二項 第六号</p> </td> <td data-bbox="213 1283 464 1601"> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の適用を</p> </td> <td data-bbox="213 1601 464 2018"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>第二項 第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の適用を</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第二百四十二条（略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（定義） 第二条（略） 一 五（略） 六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四号）の規定の適用を受ける職員について、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
<p>第二項 第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七号）第二項に規定の適用を</p>	<p>（略）</p>						

(略)	
(略)	に規定する手当の うち期末手当、勤 勉手当その他政令 で定める手当とし 、その他の職員に ついては、これら の手当に準ずるも の
(略)	酬に該当しない給与に 限る。及び他の法律の規 定に基づく給与のうち政 令で定めるもの（報酬に 該当しない給与に限る。 ）とし、その他の職員に ついては、これらに準ず る給与

2 (団体職員の取扱い)

第百四十四条の三 (略)

は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。

(略)	(略)
第二條 第一項 第六号	地方自治法（昭和 二十二年法律第六 十七号）第二百四 条の規定の適用を 受ける職員につい ては、同条第二項 に規定する手当の うち期末手当、勤 勉手当その他政令 で定める手当とし 、その他の職員に ついては、これら の
(略)	第百四十四条の三第一項 に規定する団体職員が、 同項に規定する団体から 勤務の対償として受ける 給与で、地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七 号）第二百四條第二項に 規定する期末手当、勤勉 手当その他政令で定める 手当又はこれらとして政令で 準ずるものとして

(略)	
(略)	に規定する手当の うち期末手当、勤 勉手当、期末特別 手当その他政令で 定める手当とし、 その他の職員につ いては、これら の
(略)	定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。 ）及び他の法律の規定に 基づく給与のうち政令で 定めるもの（報酬に 該当しない給与に限る。 ）とし、その他の職員に ついては、これらに準ず る給与

2 (団体職員の取扱い)

第百四十四条の三 (略)

は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。

(略)	(略)
第二條 第一項 第六号	地方自治法（昭和 二十二年法律第六 十七号）第二百四 条の規定の適用を 受ける職員につい ては、同条第二項 に規定する手当の うち期末手当、勤 勉手当、期末特別 手当その他政令で 定める手当とし、 その他の職員に ついては、これら の
(略)	第百四十四条の三第一項 に規定する団体職員が、 同項に規定する団体から 勤務の対償として受ける 給与で、地方自治法（昭 和二十二年法律第六十七 号）第二百四條第二項に 規定する期末手当、勤勉 手当、期末特別手当、 勤勉手当その他政令で 定める手当又はこれら として政令で準ずるもの として

(略)	
(略)	ついでには、これら の手当に準ずるも のとして政令で定 めるもの
(略)	の定めるものに相当するも

(略)	
(略)	その他の職員につ いては、これら の手当に準ずるも のとして政令で定 めるもの
(略)	のとして政令で定めるも のに相当するもの

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（附則第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。</p> <p>（給与の支給方法）</p> <p>第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。</p> <p>（給与の支給方法）</p> <p>第四条 在外職員の給与（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）
（附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等） 第七条（略）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第四条に規定する給与準則」とする。 （略）</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第七条（略）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第四条に規定する給与準則」とする。 （略）</p>

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）（附則第六条
関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4 5 6（略）</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4 5 6（略）</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 （附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>2 第十三条（略） 第十三条（略） 2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p>	<p>2 第十三条（略） 第十三条（略） 2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p>

○ 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（育児休業中の給与の支給の特例） 第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当又は勤勉手当に相当する給与を支給する。</p>	<p>（育児休業中の給与の支給の特例） 第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。</p>

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当又は勤勉手当の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することができる。</p>

○ 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（期末手当等の支給） 第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の適用を受ける職員の場合に準じて、最高裁判所の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給する。</p>	<p>（期末手当等の支給） 第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の適用を受ける職員の場合に準じて、最高裁判所の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。</p>

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八条 第二項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
第十二条 第一項	職員	(職員（自衛官、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八条 第二項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
第八条 第三項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
第十二条 第一項	職員	(職員（自衛官、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者

2
・
3

(略)

(略)

(略)

(略)

2
・
3

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十二条 附則 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項及び第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十二条 附則 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項、第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九条の八第五項の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項及び第十九条の八第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（附則第十二条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （給与法の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略） 2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （給与法の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略） 2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第十三条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略） 2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十 九条の七第一項の規定の適用については、当分の間、 同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその 他の能力の実証」とする。</p>	<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略） 2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）
 （附則第十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行						
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。 （略） 第四百十二条第二項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="210 246 577 1093"> <tr> <td data-bbox="443 246 577 369">第二条 第一項 第五号</td> <td data-bbox="210 369 577 683">地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四</td> <td data-bbox="210 683 577 1093">一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当のうち、勤</td> </tr> </table>	第二条 第一項 第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当のうち、勤	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。 （略） 第四百十二条第二項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="210 1160 577 2018"> <tr> <td data-bbox="443 1160 577 1283">第二条 第一項 第五号</td> <td data-bbox="210 1283 577 1597">地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四</td> <td data-bbox="210 1597 577 2018">一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の</td> </tr> </table>	第二条 第一項 第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の
第二条 第一項 第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当のうち、勤					
第二条 第一項 第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の					

（略）
 第四百四十四條の三第一項中「この法律の規定（第二
 条第一項第二号、第四十二條（短期給付に係る部分に

(略)	第二條 第一項 第六号	
(略)	地方自治法第二百 四條の規定の適用 を受ける職員につ いては、同条第二 項に規定する手当 のうち期末手当、 勤勉手当その他政 令で定める手当と し、その他の職員 については、これ らの手当に準ずる もの	期末手当、勤勉手 当その他政令で定 める手当を除いた ものとし、その他 の職員については、 これらの給料及び 手当に準ずるもの のとして政令で定 めるもの
(略)	一般職の職員の給 与に関する法律の 適用を受ける 職員については、 同法の規定に基づ いては、同法の 規定に基づく給 与のうち、期 末手当、勤勉手 当その他政令で 定める給与に限 る。及び他の法 令に基づく給与 のうち、政令で 定めざるもの については、こ れらに準ずる 給与	与のうち政令で定 めるものとし、 ついては、これら の職員に準ずる 給与として政令 で定めるもの

（略）
 第四百四十四條の三第一項中「この法律の規定（第二
 条第一項第二号、第四十二條（短期給付に係る部分に

(略)	第二條 第一項 第六号	
(略)	地方自治法第二百 四條の規定の適用 を受ける職員につ いては、同条第二 項に規定する手当 のうち期末手当、 勤勉手当、期 末特別手当、勤 勉手当その他政 令で定める手当 とし、その他の 職員については、 これらに準ずる もの	期末手当、勤勉手 当、期末特別手 当その他政令で定 める手当を除いた ものとし、その他 の職員については、 これらの給料及び 手当に準ずるもの のとして政令で定 めるもの
(略)	一般職の職員の給 与に関する法律の 適用を受ける 職員については、 同法の規定に基づ いては、同法の 規定に基づく給 与のうち、期 末特別手当、勤 勉手当、その他 政令で定める給 与に限る。及び 他の法律の規定 に基づく給与の うち、政令で定 めざるもの については、こ れらに準ずる 給与	規定に基づく給 与のうち、政 令で定めるもの とし、ついで は、これらの職 員に準ずる給 与として政令 で定めるもの

限る。)、第四十三條第二項、第四十四條第一項、第四十九條第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七條第四項、第九十條第二項ただし書、第九十九條の二第四項、第三十條第二項ただし書、第三十三條第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。)、並びに同條第五項、第五十五條、第六十六條、第三十五條から第三十八條まで、前條、第四十四條の二十八並びに第四十四條の三十一の規定を除く。)を「この法律の規定(第五十五條及び第六十六條を除く。)」に改め、同條第二項の表を次のように改める。

<p>第二條 第一項 第五號</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百四十七條の規定の適用を受ける職員について、同條第一項に規定する給料及び同條第二項に規定する手当のうち、期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第四百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百四十四條第一項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらとして政令で定めるもの</p>
----------------------------	---	---

限る。)、第四十三條第二項、第四十四條第一項、第四十九條第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七條第四項、第九十條第二項ただし書、第九十九條の二第四項、第三十條第二項ただし書、第三十三條第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。)、並びに同條第五項、第五十五條、第六十六條、第三十五條から第三十八條まで、前條、第四十四條の二十八並びに第四十四條の三十一の規定を除く。)を「この法律の規定(第五十五條及び第六十六條を除く。)」に改め、同條第二項の表を次のように改める。

<p>第二條 第一項 第五號</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百四十七條の規定の適用を受ける職員について、同條第一項に規定する給料及び同條第二項に規定する手当のうち、期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第四百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百四十四條第一項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらとして政令で定めるもの</p>
----------------------------	--	--

(略)	(略)	(略)
<p>第二條 第一項 第六号</p>	<p>地方自治法第二百 四條の規定の適用 を受ける職員につ いては、同条第二 項に規定する手当 のうち期末手当、 勤勉手当その他政 令で定める手当と し、その他の職員 については、これ らの手当</p>	<p>第四百四十四條の三第一項 に規定する団体職員が、 同項に規定する団体から 勤務の対償として受ける 給与で、地方自治法第二 百四條第二項に規定する 期末手当、勤勉手当その 他政令で定める手当</p>

附則
（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第二百十九條 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和
二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改
正する。
附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、
附則第六項を附則第五項とする。

(略)	(略)	(略)
<p>第二條 第一項 第六号</p>	<p>地方自治法第二百 四條の規定の適用 を受ける職員につ いては、同条第二 項に規定する手当 のうち期末手当、 勤勉手当、期末特 別手当その他政令 で定める手当とし 、その他の職員に ついては、これら の手当</p>	<p>第四百四十四條の三第一項 に規定する団体職員が、 同項に規定する団体から 勤務の対償として受ける 給与で、地方自治法第二 百四條第二項に規定する 期末手当、勤勉手当、期 末特別手当その他政令で 定める手当</p>

附則
（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第二百十九條 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和
二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改
正する。
附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第

号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十二條第一項中「、訓練招集」を「、自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「、学生並びに生徒」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四條第一項の改正規定（「、防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「、防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二條第</p>	<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十八條の三第二項中「前條第二項」を「第十八條の二第二項」に改める。</p> <p>第二十二條第一項中「、訓練招集」を「、自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「、学生並びに生徒」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四條第一項の改正規定（「、防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「、防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二條第</p>

一項の改正規定（「職員（」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。」）、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「職員（」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。」）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条第二項の改正規定並びに同法第二十七条の二三号、第二十七条の十四第一項及び第二十八条の二第一項の改正規定

二
二
四
（略）
（略）

一項の改正規定（「職員（」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。」）、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「職員（」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。」）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の三第二項の改正規定、同法第二十七条第二項の改正規定並びに同法第二十七条の二三号、第二十七条の十四第一項及び第二十八条の二第一項の改正規定

二
二
四
（略）
（略）

改正案	現行
<p>（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正） 第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。 （略） 第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。 第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。 第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。 第十九条の四第二項及び第十九条の七第二項中「特定管理職員」を「特定管理監督職員」に改める。 第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正） 第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。 （略） 第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。 第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。 第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。 第十九条の九第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。</p>